

第 8 8 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 号)

招 集 年 月 日 令 和 元 年 1 2 月 1 1 日 (水 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 1 2 月 1 1 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 4 日)

議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

日 程 第 2 第 103号 議 案 宍 粟 市 一 宮 市 民 協 働 セ ン タ ー 条 例 の 制 定 に つ い て

日 程 第 3 第 104号 議 案 宍 粟 市 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

第 105号 議 案 宍 粟 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 4 第 106号 議 案 宍 粟 市 非 常 勤 の 職 員 の 公 務 災 害 補 償 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 5 第 107号 議 案 宍 粟 市 集 落 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 6 第 108号 議 案 宍 粟 市 水 道 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 7 第 109号 議 案 宍 粟 市 水 道 事 業 給 水 条 例 及 び 水 道 法 の 委 任 に よ る 布 設 工 事 監 督 者 及 び 水 道 技 術 管 理 者 の 資 格 等 を 定 め る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 8 第 110号 議 案 宍 粟 市 立 認 定 こ ど も 園 条 例 等 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 9 第 111号 議 案 宍 粟 市 都 市 計 画 税 条 例 及 び 宍 粟 市 都 市 計 画 事 業 基 金 条 例 の 廃 止 に つ い て

日 程 第 10 第 112号 議 案 宍 粟 市 農 業 共 済 条 例 の 廃 止 に つ い て

日 程 第 11 第 113号 議 案 兵 庫 県 市 町 村 職 員 退 職 手 当 組 合 規 約 の 変 更 に つ い て

日 程 代 12 第 114号 議 案 に し は り ま 環 境 事 務 組 合 規 約 の 変 更 に つ い て

日 程 第 13 第 115号 議 案 宍 粟 市 過 疎 地 域 自 立 促 進 計 画 の 変 更 に つ い て

日 程 第 14 第 116号 議 案 新 市 建 設 計 画 の 変 更 に つ い て

日 程 第 15 第 117号 議 案 市 有 財 産 の 処 分 に つ い て

第 118号 議 案 市 有 財 産 の 処 分 に つ い て

	第 119号議案	市有財産の処分について
日程第 1 6	第 120号議案	市有財産の処分について
日程第 1 7	第 121号議案	市有財産の処分について
日程第 1 8	第 122号議案	市道路線の変更について
日程第 1 9	第 123号議案	令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第 3 号）
	第 124号議案	令和元年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）
	第 125号議案	令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 126号議案	令和元年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 127号議案	令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 128号議案	令和元年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 129号議案	令和元年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 130号議案	令和元年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 0	第 131号議案	（仮称）一宮市民協働センター建設工事請負契約の変更について
日程第 2 1	第 132号議案	宍粟市印鑑条例の一部改正について
日程第 2 2	第 133号議案	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
日程第 2 3	第 134号議案	宍粟市水道事業給水条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第 1	一般質問	
日程第 2	第 103号議案	宍粟市一宮市民協働センター条例の制定について
日程第 3	第 104号議案	宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
	第 105号議案	宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第 4	第 106号議案	宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第 5	第 107号議案	宍粟市集落センター条例の一部改正について
日程第 6	第 108号議案	宍粟市水道条例の一部改正について
日程第 7	第 109号議案	宍粟市水道事業給水条例及び水道法の委任による布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について
日程第 8	第 110号議案	宍粟市立認定こども園条例等の一部改正について
日程第 9	第 111号議案	宍粟市都市計画税条例及び宍粟市都市計画事業基金条例の廃止について
日程第 10	第 112号議案	宍粟市農業共済条例の廃止について
日程第 11	第 113号議案	兵庫県市町村職員退職手当組合格約の変更について
日程代 12	第 114号議案	にしはりま環境事務組合格約の変更について
日程第 13	第 115号議案	宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 14	第 116号議案	新市建設計画の変更について
日程第 15	第 117号議案	市有財産の処分について
	第 118号議案	市有財産の処分について
	第 119号議案	市有財産の処分について
日程第 16	第 120号議案	市有財産の処分について
日程第 17	第 121号議案	市有財産の処分について
日程第 18	第 122号議案	市道路線の変更について
日程第 19	第 123号議案	令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）
	第 124号議案	令和元年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
	第 125号議案	令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 126号議案	令和元年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
	第 127号議案	令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 128号議案	令和元年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	第 129号議案	令和元年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 130号議案	令和元年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 2 0 第 131号議案 (仮称) 一宮市民協働センター建設工事請負契約の変更について

日程第 2 1 第 132号議案 宍粟市印鑑条例の一部改正について

日程第 2 2 第 133号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

日程第 2 3 第 134号議案 宍粟市水道事業給水条例の一部改正について

応 招 議 員 (1 6 名)

出 席 議 員 (1 5 名)

1 番 津 田 晃 伸 議員	2 番 宮 元 裕 祐 議員
3 番 榎 橋 美 恵 子 議員	4 番 西 本 諭 議員
5 番 今 井 和 夫 議員	6 番 大 久 保 陽 一 議員
7 番 田 中 孝 幸 議員	8 番 神 吉 正 男 議員
9 番 田 中 一 郎 議員	1 0 番 山 下 由 美 議員
1 1 番 飯 田 吉 則 議員	1 3 番 浅 田 雅 昭 議員
1 4 番 実 友 勉 議員	1 5 番 林 克 治 議員
1 6 番 東 豊 俊 議員	

欠 席 議 員 (1 名)

1 2 番 大 畑 利 明 議員

職務のために議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長 宮 崎 一 也 君	書 記 小 谷 慎 一 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 中 村 司 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君	参事兼総合病院事務部長 隅 岡 繁 宏 君
企画総務部長 坂 根 雅 彦 君	まちづくり推進部長 津 村 裕 二 君
市民生活部長 平 瀬 忠 信 君	健康福祉部長 世 良 智 君
産 業 部 長 名 畑 浩 一 君	建 設 部 長 富 田 健 次 君
一宮市民局長 上 長 正 典 君	波賀市民局長 坂 口 知 巳 君
千種市民局長 福 山 敏 彦 君	会 計 管 理 者 田 中 祥 一 君

教育委員会教育部長 前 田 正 人 君

農業委員会事務局長 西 村 吉 一 君

(午前 9時30分 開議)

○議長(東 豊俊君) 皆さん、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

御報告を申し上げます。

大畑利明議員より本日の会議を欠席する旨の届けが提出されておりますので、御報告をいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本日市長から、議案2件が提出されております。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長(東 豊俊君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき順番に発言を許可します。

まず、山下由美議員の一般質問を行います。

10番、山下由美議員。

○10番(山下由美君) 10番の山下です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず、宍粟市雇用創生協議会について、質問をいたします。

宍粟市雇用創生協議会においては、国の委託金不正受給疑惑により、国から委託契約を解除され、その上ミツマタ加工所を市内の民家で起業するとして、宍粟市の補助金不正受給疑惑も浮上しております。

市長は、これらの疑惑の全容解明に向け努力するとともに、これまでの経過をわかりやすく市民に説明しなければならないと考えますが、どうですか。

令和元年5月8日に、宍粟防災センターにおいて、平成30年度の宍粟市雇用創生協議会事業報告が行われ、報告書が提出されておりますが、これを見て市の担当者は疑問を持たなかったのかどうか。

委託契約の解除に伴い、協議会の清算事務は市の業務となるのか。また、平成30年12月3日から開始されました宍粟市雇用創生協議会ではありますが、平成30年度だけでも委託費の支出額が2,598万6,723円となっております。本年度分と合わせると幾らになるのか。協議会の清算事務費、また、委託金の返還を市が肩がわりすることはないのか。

続きまして、教職員の労働条件の改善をということで質問をさせていただきます。

教職員の労働条件の改善により、子どもの教育条件を整えることが大切であると
考えております。

長時間労働を減らすための取り組みは成果を得ているのか。

現在、市独自予算での教職員の配置状況はどうなっているのか。また、今後の方
向性としてはどうなのか。

カウンセラーやソーシャルワーカーは常勤職員とするべきではないのか。

以上を市長と教育長に伺います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（東 豊俊君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。どうぞ本日もよろしくお願
い申し上げます。

ただいま山下議員から御質問いただいております大きく2点であります。私の
ほうからは、雇用創生協議会の関係について、3点御答弁申し上げたいと、このよ
うに思います。

1点目の市民への説明ということではありますが、これまでも一昨日からいろいろ
議員から御質問がありましたとおり、今回の不正受給について、現在、全容解明に
向けて全力で兵庫労働局と連携して今取り組んでおるところであります。そういっ
た形でありますので、その点、御理解をいただきたいと、このように思います。

2点目の実績報告を受ける書類確認と職員が疑問を持たなかったのかと、このこ
とについてではありますが、実績報告書につきましては、ごらんいただいたとおりで
あります。全体の委託金額と精算額、また実施事業については個別に実施内容、
参加者なども報告されているので、そういったこと、さらにまた、これまでも御答
弁申し上げたとおり兵庫労働局の監査も終了していると、こういうことによつて疑
いは持たなかったと、このように聞いております。

3点目の清算事務についてではありますが、先般の議員協議会等々でも御説明を申
し上げたとおりであります。市で清算の事務作業を行うこととなっております。交付
額についても、これまでも報告しておりますが、平成30年度、令和元年度の概算交
付額を合わせ約7,000万円であります。

清算事務につきましては、今のところ新たな予算を投じて行う予定はありません。
また、返還金については関係者において責任を持った対応をお願いしておると、こ
ういうことでもあります。

以上でありますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 私のほうからは、教職員の労働条件の改善についてという3点の御質問についてお答えしたいと思います。

まず1点目の教職員全体の時間外勤務時間ではありますが、昨年と比較しまして、ほぼ横ばい状態で推移しております。中学校では少しではありますが、減少が見られます。

これは、本市が進めておりますノー部活デーの実施であるとか、部活動の外部指導員の配置などがいくらか功を奏しているのかなというふうにも思います。

今後も教職員の一斉定時退勤でありますとか、長期休業中の学校閉鎖日の設定、スクールサポートスタッフの配置など、業務改善に向けた取り組みを継続して長時間労働の削減に向けた取り組みを進めていきたいと思っております。

次に、市独自の教職員の配置につきましては、特別支援教育推進員を全小中学校に配置しています。また、重度の障がいを持つ児童生徒に対して支援を行います重度肢体不自由児童支援員ということで、3名を配置しております。

今後も特別支援教育推進員につきましては、全校配置、また重度肢体不自由児童支援員につきましては、必要となる人数を配置して継続していきたいと思っております。

最後、3点目ではありますが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの勤務ではありますが、本市には、スクールカウンセラーが9名配置されております。子どもたちの心のケアはもちろんでありますが、教職員、また保護者のカウンセリングなどにも活用していただいております、学校における教育相談活動の充実の支援をいただいております。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、3名が配置されておりました、週2回の勤務により、さまざまなケースに対応すべく関係機関との連携、また調整のための支援をいただいております。

ともに、教職員を支援する大変重要な役割であるとともに、宍粟市内の全ての児童生徒、教職員また保護者の支援にかかわっていただいております。

今後、これまで以上に子どもや教職員への支援が必要となる場合につきましては、県教委にさらなる充実を求めていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それでは、宍粟市雇用創生協議会について、再質問をさせていただきます。

この協議会については、新聞・テレビ等で非常に数多く報道されましたが、市民にとっては、やはりいまひとつわかりにくいところがあると思うんです。そこで、やはり市民によりわかりやすく、これまでの経過を理解していただくためには、時系列に沿って一つ一つ説明していただくということが、よりわかりやすいというふうに私は判断しておりますので、質問を交えながら、市長に御説明願いたいと思います。

まず最初の疑惑であります。国からの委託金だけではなく、宍粟市からも家賃などの不正受給をしているのではないかとされており、疑惑であります。村岡氏は、2017年4月に、今から2年半以上前ですが、紙幣の原料になるミツマタの加工所を宍粟市波賀町鹿伏の民家で起業するとして、宍粟市起業家支援制度の利用を宍粟市に申請しております。そして、2017年5月24日に一般社団法人ミツマタの郷を設立しております。

2019年12月5日の総務経済常任委員会に提出されました資料によりますと、2017年5月2日に村岡氏を起業家として認定し、起業家支援条例各条項の規定に基づいて屋根改修の助成に100万円、看板設置の助成に13万5,000円、家賃の助成に120万円、月額家賃10万円の2分の1の支援とのことで、家賃月額5万円で2年間の120万円を支援とのことであります。

今年、11月22日の新聞記事に屋根改修は架空の領収書を提出、家賃の助成を受けた起業地での活動実態がないというふうに報道されました。新聞報道の後ではありましたが、私も現地に行きましたが、波賀町鹿伏の沿道に設置してあったミツマタの郷の看板をいくら探しても見当たりませんでした。13万5,000円の助成をしているのに、どこへ行ってしまったのか。まず、お尋ねしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 具体的な内容でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

看板につきましては、2枚整備されております。1枚については旧下三方幼稚園のミツマタの郷のほうのところに看板のほうを設置されまして、1枚については外されたと聞いております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） そのような御回答でしたが、1枚については旧下三方幼稚

園のところのミツマタの郷、そして1枚は外されたということですが、この2枚に対して13万5,000円の助成をしているのに、このような結果であり、どのような指導をされたのでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 旧下三方幼稚園の事業につきましては、ミツマタの事業ということで、PRも兼ねましてそちらのほうで転用という形で使われております。

1枚については、誰が外されたかについてはちょっと把握しておりませんが、10月ごろに撤去されたと聞いております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） そういったことに対する補助金の返還とかは求めておられるんですか。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 現在代表の方とヒアリングなり、資料の提出を求めています。2回程度お話のほうをしておりますけれど、客観的に証明できるような資料、そんなものの提出を今求めているところでございまして、現在調査中といったところでございます。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） そのあたりからちょっと一般的では考えられないような状況が起こってきているなというふうに感じたわけですが、次の質問に行きますが、一般社団法人ミツマタの郷の履歴事項全部、証明書、これをちょっとの取り寄せてみたわけですが、法人の目的として14項目が挙げられておりました。その中で特に目的として、私として気になったというか、ここは大切なところだな、本当にしてもらいたいところだなと思ったところは、障がい者総合支援法に基づく障がい者福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター経営事業、地域生活支援事業、相談支援事業（移動支援事業、地域活動支援センター経営事業、福祉ホーム経営事業）を除くなんですけれども、ともかくこの障がい者総合支援法に基づく障がい者福祉サービス事業を行っている。

それとまた、児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業、障がい児相談支援事業、これも行っていると。そのほか、農作物の生産、貯蔵、加工、販売、運搬並びに輸出入等、14項目の目的できっちりと書いてあるわけなんですけれども、私がおの場

所に行ってみて見ました限りでは、それらのいずれも行われた形跡はありませんでした。

宍粟市起業家支援条例の第9条に、市長は認定起業家に対し、必要があると認めるときは経営雇用状況等について報告を求め、または、実地に調査をすることができると思われるわけなんです、この2年以上もの間に調査を行ってこられたのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 調査につきましては、定期的なものはしておりませんが、まず事業開始のときに、事業といいますか、該当事業を確認するときに現場のほうを確認いたしております。その後の状況につきましては、必要に応じてということで、定期的な提出とか、そういったところについては実施いたしておりません。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○12番（山下由美君） 済みません、条例には市長は実地に調査ができるというふうにあるんですが、市長は行われたんですか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私は行っておりません。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 私はそのあたりにも本当にもう少しきっちりと対応してもらいたいというところがあります。特に2年半以上もの間、このような一般社団法人にミツマタの郷として行っていくべき目的事業がされていなかったというところでは、やはり実地に調査する必要があるのではないか。そのように思いますので、その辺のところをどうだったのかなというようなやはり疑問は残ってしまいます。

続いて、その一般社団法人ミツマタの郷、これの屋根改修に100万円ということですが、私も実際に現場に行ってみて、言い方はちょっと悪いかもしれないんですけども、屋根の改修のみで法人設立目的に沿った事業が行えるような家屋ではなく、月額家賃10万円が本当なのだろうかというふうにも思いました。

2019年度の宍粟市起業家支援条例に基づきます助成金支出予定内訳を見ても、ほかの起業家の家賃補助に比べても高額となっております。一般社団法人ミツマタの郷の家賃補助は2019年も60万円が該当するように、期待されているようなんですが、なぜなのでしょう。2年間の補助ということになっていると思うのですが、この辺がちょっと変わったのかどうか、教えていただきたいなと思う

のです。お願いします。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 2年間の補助には変わりません。ただ、支出年度の関係で事業としては3年になっているかと思うんですけど、実際支出しているのは2年間で間違いございません。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） そういう説明でした。それで、2019年5月31日に代表理事が変わったから、2年以上の補助になったというようなことは絶対ないわけですね。そこもお尋ねしておきます。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） そういうことはございません。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） また、この一般社団法人ミツマタの郷の民家ではありますが、2016年にある株式会社に移転登録されております。新聞には、村岡氏の知人の会社が所有というような記事があったわけなんですけども、この月額10万円の家賃、どう見ましても高いのではないかなと思うんですけども、確認等調査はされているのでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 家賃補助の支出に当たっては、契約書、領収書のほうで金額のほうを確認いたしております。家のほうですけれど、結構といいますか、かなり大きな家でございますので、それが高い安いといったところはあるかと思えますけれど、土地込み屋敷全体ということになりますと、相応といった考え方もできるのではないかなと思いますので、そのときに高い安いの判断はいたしておりません。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 私が現地に行ってみまして思ったことですけれども、確かに土地は広いです。けれども建物自体はかなり老朽化してて、かなり修理をしなければ使えない。そういった建物が月額10万円の家賃で貸すのだろうか。このようなところを詳しい専門家等に確認して、やはり税金を支出するべきではないのかなと。そんなふうには本当に思うわけなんです。それはどうだったのでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 当時そのような判断はいたしておりませんが、今考えま

すと、そういったことも今から事業を進める中で、適正な価格といたしますか、そんなところも視野に入れていかなければならないと現在は思っております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 本当にそういったところで、私は怒りを感じます。市民の皆さんは本当に一生懸命働いて少ない給料で毎日生活しておられるわけです。そこは本当に今後しっかりと取り組んでいてもらいたい、そのように思いますが、市長、いかがですか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私も全く同感であります。しっかり取り組む必要があると、このように考えています。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 2019年12月5日に提出されました総務経済常任委員会の資料によりますと、この起業家支援の助成に関して村岡氏に対して面談、事情聴取を実施したというふうにあります。これはいつ実施されたのでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 詳しい日にちについてはちょっと覚えておりませんが、新聞報道等ありまして、村岡氏のほうに来ていただきまして、お話のほうを伺っております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） いつ実施されたのかと聞いている日にちを教えてくださいませんか。

○議長（東 豊俊君） 暫時休憩します。

午前 9時57分休憩

午前 9時58分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 済みません。11月の中旬あたりから村岡さんと連絡をとりまして、11月20日に電話連絡がありました。21日に面談いたしまして、お話のほうを伺っております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 2019年の11月21日に村岡氏と面談して、この起業家支援の助成に対しての御質問をされたということなわけで、その2019年の5月31日就任、6月11日登記で代表理事というのが村岡さんからかわっておられますけども、村岡氏のみ事情聴取を行ったのかどうかというところもちょっとお尋ねしておきます。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 実質的に村岡さんが事業全体のことを把握されておりましたので、村岡さんからお話のほうを伺っております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） その委員会の資料によりますと、村岡氏の面談、事情聴取、これの回答は屋根修理は保険で修理された箇所とは別の箇所を修理しているというふうに説明があったと。活動実態については、当初は事務所として利用していたが、次第にミツマタの加工に関する数工程を実施する作業所、4工程ぐらいとして今ミツマタの郷を使用しているというような説明を受けたとありますけれども、これは担当者が現地に行って確認しておられるのかどうかということをお尋ねします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 現場のほうには担当の者が行きましたけれど、ただ、家の中には入れませんので、中の確認までは行っておりません。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 私もこの話を聞いた後すぐに現地に行きました。確かに家の中には入れませんが、許される範囲でちょっと入らせていただいて確認しましたら、許される範囲ですので、作業がされているような形跡、これというのはもう全くありませんでした。特に障がいのある方が作業できるような環境など全く条件的にそろえておられません。全然バリアフリー化されていない。歩いていたら恐らく何か物につまずいて、こけるだろう。また、寒いだろう。このような環境で作業をすることは怖いだろう。私はこの状態を見まして、本当に障がいのある人、その人たちに対してどのように考えておられるのだろうか。なぜこんな状態を放っておけるのかと、怒りを感じました。

今後、こういったことは本当にしっかりと調査して、全ての人が人間らしく生きられるように、支援できるような、そんな市であってほしいと心から願うのですが、市長どうですか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） まさしく私もそのとおりだと、このように思っています。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 先ほどまで言いましたような疑惑の説明の客観性を得るために、説明を立証できる資料の提出を期限の指定はせずをお願いしていると、そういうようなことを委員会でおっしゃられたんですけども、なぜ期限の指定をされなかったのか。それで、今資料は出てきたのか。それをどのように判断されているのか。これをお尋ねします。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 面談の折には、その期限のほうは設定しておりませんが、その後、やっぱりきっちり提出の末を決めて取り組むべきと考えておりますので、現在村岡さんとも連絡をとって、そういった指示をするようにしております。

また、内容についてはまだ出てきておりませんので、分析のほうはできておりません。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 本当にしっかりしてほしいと思います。このような宍粟市の大切な税金、本当に市民の一人一人の血税です。これがだまし取られている可能性十分にあるじゃありませんか。どこに落ち度があるのか。私はこれを市長に聞きたいと思います。いかがですか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私はこれまでも申し上げておるとおり、不正は断じて許さないと、こういう姿勢で今全容解明に向けて取り組んでおるところであります。ただ、結果として大変残念な思いであります。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 断じて許さないとおっしゃられますけれども、これまで断じて許してきておられるじゃないですか。もっとかしっかりしてもらいたいと思います。

次に行きますが、2018年の6月に村岡氏から実践型地域雇用創生事業の提案を受け、事業に応募するには、市長が会長になる必要性を説明され、個人の立場で会長を引き受けたということではありますが、このとき、この場にいたのはどのような人たちだったのですか。また、どのような話し合いがなされたのですか。御説明ください。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） これまでも何回か御答弁申し上げたとおり、6月の正確に日

までは私は覚えておりませんが、地域の皆さん、あるいはこれをやろうとする思いを持っていらっしゃる皆さんを含めて、当然後の事務局長の村岡氏も含めてであります。お越しになったのが最初であります。

そのときに、この豊かな森林あるいは農地、そういった意味で遊休農地もふえているところで、何とか農地を守りたい、あるいは豊かな森林を復活したり、里山を整備したり、そのことによって有害鳥獣から守ったり、あるいはそこで働く場をつくったり、そういうようなことを含めてまず人材を育成する、そういったセミナーを開催することが一つの目的としてあるんだと。いわゆる雇用の創出、こういうお話でありました。そこで直ちにというわけではなかったんですが、その後ということでもあります。それが最初の出会いであります。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それでは、最初の出会いというのは先ほどのお話のとおりだったんだと思うんですが、村岡氏なんですけども、初めに質問しましたように、2017年の5月に宍粟市波賀町鹿伏の民家で一般社団法人ミツマタの郷を設立し、代表理事に就任しておりますが、法人の目的としての事業を行っていないことや、起業家支援事業の家賃補助など、調査を行えば疑うべきところが数々あったというふうに私は考えます。

このような現状であるのに、実践型地域創生事業の提案を村岡氏から受けられましたときに、市長及び担当職員は本当に疑いを持たれなかったんでしょうか。それはなぜなのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 繰り返しになって申しわけないですが、その2017年云々以降のことについては、大変申しわけないですが、私は承知をしておりますでした。結果として、その6月にいわゆる具体的な話は初めてお会いしたということで、顔来は何回か見たという意識はあるんですが、そこで今申し上げたとおり、こういう事業、こういう目的、地域の皆さんも含めてであります。それは市の方向性と合致しておると、こういう認識でおったのは事実であります。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 宍粟市の補助金を出しております起業家支援事業、それを利用しておられます方のことを本当に御存じないなどというようなことは市長として許されない、あり得ないことだと思いますし、そして、その村岡氏が来られたときに、起業家支援事業を使われている、一体どのような状況で使われているのか、

そういったことも調査しようと考えて当然なのじゃないんですか。だから、私は市長なら本当はそう考えられるはずだと思うわけなんです。

そして、村岡氏がどのような人物であるのかということ調査しようと思われるはずであると思うんです。それなのに、何も疑われなかったという、ここがどうしても私は納得がいけないんですが、もう一度御説明をお願いします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） これまでも議員協議会の中でそういう御質問をいただきましたが、私はその方がどういった方か、どういうふうな方かは大変申しわけないんですが、全く存じ上げておりませんでした。

今おっしゃったように、結果的に新聞では過去にこんなことがあったということではありますが、私はその方が過去にどういう方で、どういうことも全然認識はありませんでした。そのことが今回こういうことを招いた結果的にはそうなったのかもわかりませんが、最初のお出会いしたときに、あるいは事業提案をしたときに、あなたがどんな方で、あなたが、もしそれがあったとしたら、私は恐らくないと思うんですが、全くその方が一生懸命、地域の方も一生懸命何とか地域で雇用を生みたい、山を守りたい、あるいは農地を復活したい、あるいは雇用の場をつくりたいと強く思いを語られました、皆さんが。私はその熱意は当然大事にしたいと、こう思っておったところでもありますので、今議員がおっしゃったように、そのときに気がつかないのはなぜだということではありますが、そのことについては大変私は弁解の余地がないということでもありますので、その点はお許しいただきたいと、このように思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） お許しいただきたいでは済まないんです。それだけ地域の人が熱心に山を守りたい、この地域を育てたい、よくしたいと思われているんですから、余計に村岡氏という人がどのような人なのかということ市長は考えていかなければならなかったのではないかと。私はまずそのところから甘かったのではないかと、そう指摘したいのです。

次、行きます。次、疑惑の3番目ですが、2018年の10月に旧下三方幼稚園跡地を一般社団法人ミツマタの郷に無償で貸し付けております。その後、村岡氏から雇用創生事業の実施に当たり、早急に事務所の位置を決定する必要があるということで、一部を無料で宍粟市雇用創生協議会に貸すという市との約束でありましたが、実際には家賃等を宍粟市雇用創生協議会がミツマタの郷に払っていた。こういったよう

な事実があります。私は、なぜそのときに、これが家賃として払われているかどうかということを厚生労働省兵庫労働局に確認をしなかったのか。これをお尋ねしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） その当時については、まだ兵庫労働局のほうに確認はできておりませんでした。ただ、この転賃につきましては、村岡さんが兵庫労働局とお話された内容の説明と、私どもが聞いている内容、これについて全然違うといたしますか、内容が違いますので、こういったことになっております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 本当にたくさん質問があるんですけども、時間がすぎないんです。だから、ちょっと言いたいことも言えないんですけども、厚生労働省の実践型雇用創生事業の応募書類が宍粟市から厚生労働省に提出されて採用、2018年12月に宍粟雇用創生協議会が発足しました。会長は市長であります。村岡氏が事務局長として実質的な事業を指導していたということを知っておられたのかどうか。なぜそのとき、現場の職員の声を聞くということをしなかったのかということをお尋ねします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 総会の席上でも、その当時は全員ではないんですが、一部現場の職員もお越しになって、ぜひそういうことで事務局長としてというようなことでありましたので、私は皆さん方を信頼してそういうことになったと、このように思っています。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） そこで、私はその仕事をされていた職員の方々は本当に一生懸命仕事をしたのに、このような疑惑に巻き込まれてしまったというふうに考えておるわけでありまして。

そこで、多くの宍粟市雇用創生協議会の職員の方々の生活保障や心のケア、これはできているのかどうか。また、これからどのように対応しようとしているのか、市長に伺いたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 具体的なことでございますので、私のほうから御答弁をさせていただきたいと思っております。

具体的に、そこに勤めておられた職員の皆さんについては、次の生活につながっていくということが非常に大切だということで、11月の20日付で解雇という手続をとって、その後の皆さんの次の手続に移っていただくということで事務を進めておるといところでございます。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） ちょっと何か早口になります、平成30年度の宍粟市雇用創生協議会の事業報告書、これがあるんですけども、さまざまなセミナーの報告に対して、私が見ましても、日にちが同じで時間のみずらして、回数をふやしているということが多く、不自然に感じます。宍粟雇用創生協議会の職員の方もどうしてなんだろう、わざわざ違う日に集まってもらうのが大変だからだろうかと考えて思い悩んでいたという人もあるというふうに聞いています。私はなぜ市の担当がこの報告書に疑問を持ち、セミナーに参加し、思い悩んでいる人の声を聞こうとしなかったのか。このところにも非常な疑問を持っております。

ちょっと急ぎますので、質問形式には今のところはいたしません、あと4分しかありませんので。昨日の同僚議員の質問において、協議会の精算事務費、委託金の返還を市が立て替えるということはあるというふう副市長が言われておりました。求償権があれば、関係者に市が請求するようになるというふうに言われましたが、どういう経過をたどっていくのか。また、請求しても返ってこなかったら、どうなっていくのか。例えば副会長を含む男性職員2人は国に受け取ったお金を全額返還する、こういうふうにもう既に言っておられるわけでありませう。

そこで、村岡氏は一体どのぐらいのお金を受け取っておられるのか。返還する意思はあるのか。このようなところをどのように捉えておられるのか。求償権のこともお話しされましたが、その辺のことも含めて御説明願います。

○議長（東 豊俊君） 中村副市長。

○副市長（中村 司君） この部分につきまして、先ほどからのお話ですと、ミツマタの郷の事業と協議会の事業の整理をちゃんとしなければならないと考えております。山下議員がおっしゃられておりましたミツマタの郷の事業というのは、この協議会の中の構成の一つ、株式会社ミツマタの郷、その部分の事業につきましては、地元の人協力してミツマタの里山整備、そういう部分については進んでいた。だから、その部分と協議会の不正の部分とはちょっと切り離して考えるべきやろうと思います。

ですから、ミツマタの郷の部分の会社の定款によりますと、その事業内容によっ

て障がい者の雇用とか、そういう福祉関係の部分ができてない、しかしながら、それはいろんな事業の中での部分になると思います。ですから、ミツマタの事業というのはできていた部分でございますので、その辺は次に福祉関係に取りかかれる部分もあるのかもしれませんが、その部分は協議会のほうでやられるのかもしれませんが、そういう整理がちょっと必要なのかなと考えています。

ですから、協議会の中の部分での不正についてのことで、現在のところ、労働局と全容解明に向けて調査をしている状況でございます。ですから、その協議会の中で先般来説明しておりますように、関係者の方に、その返還金等が生じた場合はそれを返済していただくということでお願いをしております。しかしながら、それを、どれぐらいの額になるかもわかりませんので、市が立て替える場合もあり得る話ということで、その請求がどうなってくるかというのがまだわかっておりません。まずは、協議会へ請求をされる、それが筋でございます。その中で返還ができない場合に市が立て替えざるを得ない。その中で逆に市が求償権を持った部分であったら、損害賠償としてその協議会のほうへ求めていく必要があると、そういうことで説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） その件はこれからも議論が続いていく件だと思います。

市長と連絡が取れなかった村岡氏でありますけれども、27日に市役所を訪問して市長と面会したというふうに新聞に報道がされておりました、この後の今日の議員協議会でこの話をするというふうなことでありましたが、協議会の傍聴は可能であります。ですから、もし時間がありましたら、この議場で市民にわかりやすく説明をしてほしいというふうに私としては思っているのですけれども、市長のお考え、どのようなことになっておりますか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 何も私隠しているつもりも全くありませんが、新聞で出ておったとおりであります。突如というか、できるだけ早くお会いしたいと、こういう思いでありましたが、11月27日の5時過ぎに急遽という形でありました。特に、早期の収束をしたいということについては、お互い感じたところではありますが、特に真相を一番御存じなのが村岡氏でありますので、前面に立って公開の場でそれぞれ臨んでほしいと、会見をしてほしいと、こういうことのお話を市としてさせていただきました。

ただ、本人は現状ではその時期のこともあり、明言できないと、こういうことの繰り返しの問答だったということでもあります。それ以外のことについては、十分な話をとっておく時間はありませんでしたので、そういうことでもあります。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それでは、私はともかくこの件で最後に言いたいことは、市民の税金を使うことは許されないということです。それはもう市民は全く納得しておりません。私のところにもそういったはがきが来ました。なし崩し的に市民の税金を使うようなことはしないと、はっきりとこの場、議場で市長に約束をしてもらいたいと思うのでありますが、市長、今この場で市民に確約をしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 冒頭の御答弁で申し上げたとおり、このことについては、関係者の皆さんにというお話をしております、そのことについても引き続き話をしていきたいと、このように考えています。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 私が質問をしておりますのは、絶対に市民の税金を使うことは許されない、なし崩し的に市民の税金を使うようなことはしないと、はっきりとこの場、議場で確約してください。約束してください。そう言っているわけであり、ます。きっちりこの質問にお答えください。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

中村副市長。

○副市長（中村 司君） 関係者の皆様にそういう部分で責任を持って返還をお願いしたいということで努めております。しかしながら、先ほど申しましたように、国がどういう部分での請求になって、絶対そうなるかどうかというのがわかりません。ですから、立て替えの部分も考えられますということで、その場合には求償権を持った場合、それには絶対そういう原因者の方に損害部分につきまして請求をさせていただくと、そういう部分での流れになると思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 副市長のお考えはわかりました。市長、ともかく、なし崩し的に市民の税金を使うようなことはしないと、はっきりこの場、この議場で確約してくださいと言っているわけですから、お願いいたします。市民の税金を使わないと確約をお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 今回の段階でこれからの推移も見ながらではありますが、私としてはその思いは思っておるんですが、今現状で確約というわけにはなかなかいかないということでありまして。ただ、一生懸命議員も議員協議会で申し上げられたとおり、今命がけでこの対応をしておるということで御理解いただきたいと、このように思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 今日の最初からの私の質問内容、あるいは回答でもわかりましたように、非常に宍粟市の管理体制の甘さ、これが浮き彫りになりました。それを市民に押しつけるようなことは絶対にしないでほしい。それは市民が許さない、そうっておられるわけでありまして。そのことを本当によくわかっておいてもらいたい、そう思います。これが本当の現実ですので、市長、いかがですか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） そのことも肝に銘じながら、今、一生懸命取り組みをさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（東 豊俊君） これで、10番、山下由美議員の一般質問を終わります。

続いて、浅田雅昭議員の一般質問を行います。

13番、浅田雅昭議員。

○13番（浅田雅昭君） 13番、浅田です。発言許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は1項目です。福祉の増進に向けた組織・職員体制の充実についてでございます。

組織・職員体制については、社会経済状況の変化や行政課題に対応し、常に見直しが行われておりますが、合併以降の職員数の減少に伴い多種多様な行政課題に対応していくには、現状は非常に厳しい組織・職員体制になっているのではないかと私は思っております。

限られた職員の中で、行政サービスを低下させず、市民の福祉増進を推進するためのスリムで効率的な組織のあり方や、行政課題に対応するためには、どうしてもマンパワーが必要な部局の職員体制についての考え方についてお伺いをいたします。

第1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 浅田雅昭議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、浅田議員の御質問にお答え申し上げたいと、このように思います。

福祉の増進に向けた組織・職員体制の充実、このことではありますが、ただいま御指摘いただいたように、福祉分野における行政課題は年々増加の一途でございます。

社会的な孤立を背景とするひきこもり、自殺対策あるいは生活困窮者問題、さらに無縁高齢者の問題、児童虐待、DVの問題など、近年社会問題として顕在化した課題が山積しておる状況であります。

国も各分野において、法整備を進めるなど、全国的な取り組みが推進されているところであり、それに伴う専門職の確保、育成も大きな課題となっております。

さらに、近年、福祉分野においては、複雑な課題を抱えたケースも多く、一つの担当課のみならず、横断的な対応が必要なケースもふえつつあります。

人口は、減少傾向にあっても、行政事務は複雑化、多様化する一方であり、職員の大幅な増員も困難なことから、限られた人員で対応していかなければなりません。適材適所への職員配置はもとより、仕組みや体制、組織についても時代ニーズに即した的確な対応をするための見直しは必要であると、このように考えておるところでありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 13番、浅田雅昭議員。

○13番（浅田雅昭君） それでは、何点か確認しながら提案もしていきたいというふうに思います。

市長の答弁の中で、今の事務事業の現状等々も答弁いただきましたけれども、その点も含めて再度質問をいたします。

まず、組織体制についてでございます。

いわゆる事務事業の見直しということで、この間ずっと取り組んでおられるんですけども、廃止あるいは統合等で減少しましたでしょうか。今の市長の答弁でもありましたように、私はこの広い行政区域の中、多くの行政課題があります。さらに、人口減少対策として事務事業の増加、あるいは高齢者等々、支援を要する方々への対応の増加、逆にいえば事務事業はふえているというふうに認識しております。現状の認識はこれでお互い共通できるでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 議員も御存じのとおり、合併以降、職員の削減に努めてまいりました。一方で、県からの事務委譲、さらには先ほど市長も答弁をされましたように、近年の多様な対応をとっていかないといけない状況、そういったとこ

ろでは、業務のほうはかなりふえてきておるという認識でございます。この中で、これまでも昨日の一般質問でもあったんですが、スクラップ・アンド・ビルドという形でこれまで努めてきました。なかなか大きな削減と、あるいは事務の廃止というところには至っていない。むしろ業務の量としては、あるいは範囲としては広がってきておるという状況にあるというふうに思っています。

その中でも取り上げていくなれば、夜間応急診療所をこの3月に閉じさせていただきましたが、それ以外に目立って大きく削減につながる事業の廃止というようなことにはつながっていないというのが現実でございます。

今回、令和2年度の予算編成の中で、御答弁もさせていただいたように、部局別の一般財源の枠配分、その方式を取り入れさせていただいています。それぞれの部局で業務が広がりつつある中で、スクラップという部分も含めて考える機会に改めてなっているのではないかとこのところ、1年ではなかなか成果は出ないというふうには思いますが、数年かけてそのことも事業の見直しも図っていきながら、業務の改善に努めていきたい、そんなふうに現在考えているところでございます。

○議長（東 豊俊君） 13番、浅田雅昭議員。

○13番（浅田雅昭君） そうですね。事務事業がふえていくということです。枠配の中で各部局いろいろと創意工夫をしていただくのは当然必要だと思います。ただ、事務事業を廃止するというのは、それは市民サービスに直結する部分がございますので、なかなか厳しいかな。できるとなれば、いわゆる事務の合理化というか、事務を進める上での合理化というところに重点が移っていくのではないかなというふうに私は思うんですけども、そういうふうに事務事業は増加しておるということで、それに対していわゆる冒頭言いましたように、行政サービスを低下させないという観点から、職員の増員が図れるかということなんです。

ただ、これは非常に、この点も今市長の答弁もありましたように難しい。いわゆる人口が減少している中で、職員の増員は非常にこれは難しいだろうと思いますし、また、会計年度任用職員制度へ移行をするに伴いまして、当然人件費の問題も出てきます。いわゆる逆に職員は減る方向になる可能性、あくまでも可能性ですけども、そういう可能性があると思いますけども、その点の認識はいかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 先ほどの一般財源の枠配分の部分については、議員おっしゃるとおり、なかなか市民サービスの低下をさせないというところを、一方では我々は努力していかないといけない部分がございますので、1年ではなかなか

成果として御報告できることについては少ないのではないかというふうにもいらんでおりますが、その点では努力をしていく必要があるかなというふうに思っています。

それと、職員は減るのではないかということでございます。会計年度任用職員については来年の4月から始めるわけですが、現在、事務の精査を行いながら、本当に短時間勤務とフルタイムと、その振り分けをさせていただいています。今、御質問にあります福祉分野、特にケアマネであったり、あるいは障がい者の相談支援専門員、あるいは幼稚園・保育所のクラス担任、そういったところについては現在フルタイムで雇用をしていこうというふうに考えておるところでございます。

そういう調整をしながら、職員数については本年度並みということで、減をさせない方向で今調整をしておるところでございます。

○議長（東 豊俊君） 13番、浅田雅昭議員。

○13番（浅田雅昭君） わかりました。ちょっと将来的なことも含めて再度確認をさせていただきます。

事務事業はふえる、職員はふえない、それならどうするというところでございます。当然常に考えておられると思いますけども、スリムで効果的な職員体制としなければならない。今後、現在の部課係体制でいくのか、あるいはその他の体制も検討されているのか。今そういう何か検討されている状況というのがあるのでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） これが一番最高だという組織体制にあるというふうには認識をしていないと。現在はそういう状況でございます。

やっていくうちにやはりどこかにもう少し効率化が図れるんじゃないか、もっと連携しやすい体制があるのではないかというところで、毎年検討をさせていただいております。

少し前は係の人数の部分を考えていこうということで、一人1係というようなことをなくしていきたいなというところの取り組みをしたこともあるわけですが、なかなか結果としてあらわれていないというところで、今ここで具体的に、どういう検討をしているかということについて申し上げられることについては、今現在ございません。しかしながら、今おっしゃっていただいたように、うまくいかないというところも具体的には幾つか見られるというふうには認識をしておりますので、そのことについては今後においても検討を繰り返しながら、見直しをする時期が来るのではないかというふうに思います。

加えて言わせていただきますと、働き方改革で時間外の抑制ということで、やってきておりますけども、昨年に比べますと、本年度、かなり時間外については、抑制できているかなあというふうに思っておりますが、時間外勤務が集中する職場というのは限られておりますので、その部局をどう考えていくかというのが今後の我々の課題だというふうに思っております。

○議長（東 豊俊君） 13番、浅田雅昭議員。

○13番（浅田雅昭君） 組織の体制については、常に検討もしていただいていると思います。

そこで、絶対この組織体制が完璧やというのは、それはないと思います。常々に時代も変化、社会経済情勢も変化しておりますので、その都度その都度、一番いい形の体制を構築していかなければならないだろうというふうに思います。

そこで、一つ提案です。これが今言いましたように、絶対正しいということではないんですけども、一度研究する価値はあるのかなということで、いわゆるグループ制、係を廃止した組織体制というのはどうだろうということで、一度研究してもらいたいなと思うんです。いわゆる限られた職員の中で、今も職員一生懸命頑張っておられます。ただ、今、現状認識の中で事務事業はふえる、職員はふえないとなれば、非常にこのグループ制についても、さらに職員には負担がかかってくるわけなんですけれども、係を廃止して、いわゆる業務量の平準化を図る、こんなことも検討の余地があるのではないかな、研究の余地があるのではないかなと私は思うんです。

いわゆる職員一人に荷重がかかるということもなくなるだろうし、いわゆる職員の協働性、協力して働く、そういうことにつながっていくのではないかなと思いますので、一度この係を廃止するグループ制というのも検討のどこまではいきませんが、まず研究をしてみる余地はあるのではないかなというふうには思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 今、御提案をいただきましたグループ制、たしか平成24年度、25年度あたりに一度試行的に幾つかの部局で実施をした経過がございます。その状況を評価する中で、今の体制に戻してきたわけでありまして。その理由としては、いいところも今議員がおっしゃったように協働で業務が執行できるというところのメリットというところは確かに認識はしたわけですが、一方で、多くの職員が全ての業務を把握していくというような意識になってしまったということで、

逆に業務が多くなってしまった。あるいは時間外がふえてしまったというところの課題があって、一旦その試行実施を取りやめた経過がございます。ただ、そのことについては、ひょっとするとかかわり方を少し考えていくと、解消できる部分もあるかもわかりませんので、そのことについては、やりますということについては明言はできませんが、少し研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（東 豊俊君） 13番、浅田雅昭議員。

○13番（浅田雅昭君） そうですね。組織を変えるということは、職員の意識を変えていかなければならない。それは、もしやろうとしても、最低でも3年ぐらいの準備期間は必要だと思います。即来年やるからということとはなかなか、これは逆に前回実施した評価というのがそういう結果になってきているのではないかなというふうな気がしますので、一度研究もしていただいたらと思います。

また、そのグループ制ではなしに、この現行の部課係制を継続するとなれば、例えば1課1係と、こういう課も必要な部分はあるかと思いますが、やはり職員数に見合った組織に見直す必要があると思います。やはり窓口を一本化するとか、協働ね、今言いましたように協力して働く、あるいは情報共有、このことも非常に大切な部分ですので、そういう広く職員がかかわるといふ、そういう組織体制、それについても十分研究・検討をお願いをしておきたいと思います。

次に、職員体制なんですけども、本来、組織体制と分けて議論はできませんけども、いわゆる事務事業の増加によって、全部局では職員の増員要望があるかと思えます。でも、増員ができない。なら、どうするかというところになります。第一に考えなければならないことは、私は命と健康を守る部署、この部署は非常に行政課題に対応するためには、どうしてもマンパワーが必要な部署であると思っております。

先ほどもありましたように、いろんな法改正、あるいは事務移譲、それから虐待事案やDV対応等々、非常に大きな問題をたくさん抱えておると私は認識しております。特に、市長の答弁にもありましたように、来年度からは中高年をも対応に見据えたひきこもり対策に取り組むことになります。どうしても、私はここに専門職の配置が必要ではないかなと。これまでも努力をされておると思いますが、やはりひきこもり対応、いわゆる相談支援業務を行うということになれば、私はやppりの専門職を確保して、十分対応していかなければならないというふうに思っておりますけども、そういった点のお考えをお伺いいたします。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） ひきこもりの窓口も新たに必要であるのではないかなという御質問でございます。厚労省におきましても、新たにひきこもりの相談窓口を設置するということが求められております。

ちょうど今朝の神戸新聞のほうにも記事が出ておりましたが、ひきこもりや介護、困窮、家庭の相談窓口の一本化を2021年度からというようなことで、国のほうも来年の国会のほうに協議をしていこうというふうな記事が出ておりました。

そういう中で、宍粟市におきましても、令和2年度に、ひきこもり対応の部署を設置することが必要であると、このように考えておきまして、今健康福祉部内でどのような体制がよいのかというのを具体的に協議を行っておるところでございます。

しかし、先ほど議員のほうからもございましたように、保健師、心理士を含めまして新たな人材を確保することは非常に厳しい状況でございます。その中で現状の事務分掌の見直しと、それから再編、組織の改編等によって対応をせざるを得ないかなど、このようには考えておりますが、やはり新たな業務がふえる中で、人材の確保は必要であると、このように考えております。また、このことにつきましては、人事のほうとも協議を行いたいと、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 13番、浅田雅昭議員。

○13番（浅田雅昭君） 一番いいのは、窓口で相談して即専門職の配置ができれば一番いいんですけども、これは非常になかなかないところであろうかと思っておりますので、その点は十分今後確保に向けて努力をしていただきたいと思います。

特に、宍粟市の場合は保健師が保健分野のみならず、社会福祉、あるいは児童福祉、高齢者福祉、障がい福祉、児童虐待、DVなど、限られた体制の中でいろいろと頑張ってくれておりますので、命と健康を守る仕事、やはりここについて専門職の配置を引き続き確保に努力をお願いしたいと思います。

以上、来年度に向けてどうという話ではない、将来に向かっての組織体制とか、職員体制について今回は提案も含めて質問をさせていただきました。

一番肝心の、肝心といいますか、命と健康を守る、そういう保健福祉部局というのは、人が生まれる前から亡くなるまでの人生にかかわる部局でございます。ということは総合的な対応が必要な部局だと私は思います。

特に、今、組織で提案をしておりますグループ制等、総合的に対応できる体制がいいとは私は思っておるんですけども、現在の北庁舎の構造上では、それは不可能でございますので、一番いいのは、一つのフロアでそういう部局が集まって協働で総合的にそれぞれ市民に対応するというのが一番理想ではあるんですけども、これ

は物理的なものがございまして、またこれは検討課題ということだと思います。

以前から、私は専門職の確保の必要性というのを常々言っております。今後ともそのストレス社会、超高齢社会、核家族社会が続きます。今後ますます保健福祉分野が抱える命と健康を守る事案というのはふえるものと思われまますので、このことを十分見きわめながら、総合的に対応できるスリムで効率的な組織、あるいはまた職員体制については、常に検討をお願いして私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（東 豊俊君） これで、13番、浅田雅昭議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

午前11時まで休憩をいたします。

午前10時45分休憩

午前11時00分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

今井和夫議員の一般質問を行います。

5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） 議長の許可を得ましたので、一般質問を始めたいと思います。今回最後ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

私は、今回は主に学校給食について、皆さんと語り合えたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず学校給食の改善と充実についてということなんですけども、宍粟市の学校給食費は一日当たり単価は小学生220円、中学生240円、県内で小学生は2番目、平均は240円、そして中学生は一番の安さです。中学生の場合は平均が278円ということなんです。相生市の無料化のところは除いてですけども。そのぐらい宍粟市の給食は非常に安いというところなんです。

平成17年に合併して平成19年に価格を統一されたようなんですけども、市内で統一して以来、値上げは一度もされておられません。途中消費税が5%から8%に上がりましたが、給食費はそのまま据え置きでした。給食費を上げるかわりに、市のほうが市内産食材使用への補助金として、平成28年から出している補助金を出されています。今年度は、約1,200万円で一人当たり3,500円、1食単価にするとこれは約18円になります。そのぐらいの補助金を出されていて、これは非常に有効なんではあります。けども、それを足してもまだまだ県下では安いほうの給食代です。

その低価格を支えている要因は、何と言っても地場産食材率の高さだと思います。地元農家が価格の据え置きで納入をずっとしてくれる、それと、米を含めて75%が地場産であると、食材の75%が地場産というのは、これはもう本当に断トツの高さだと思います。その裏返しとして冷凍食品とかレトルト食品とかは本当に使わずに、地元産品を手間をかけて、素材から手づくりをしている栄養教諭、調理員の方々のこれは努力の大いなる結果であると思います。これは大いなる称賛に値し、対外的にも誇れる取り組みだと私は思います。

このほかにも、小麦とか大豆を地元でつくり、小麦粉も地元産の小麦で小麦粉をつくるとか、あるいはみそ、そういうふうなものを地産地消している、ほかにもいろいろあります。あと化学調味料添加物等を極力抑える等々、質的にも全国的に非常にアピールできる非常に水準の高い給食をされているというふうに本当に思います。そういう取り組みの結果があって、この安い給食費が維持されているというふうに思うのであります。

そこで、質問とか提案とかなんですけども、まず一つ目に、このすばらしい取り組みをもっと内外にアピールすべきではないでしょうか。

宍粟市の大いなるイメージアップにつながり、若者を市内に取り込む一つの大きな要因になると思います。

市内の方でも、恐らくこれだけ給食費が安いというのを認識されている方は非常に少ないんじゃないかなというふうに思います。

それで、宍粟市の立地条件では、よく出てきますけども、給食費を例え無料にしていれば、それで宍粟市にやってくるという若者は恐らく少ないんじゃないかなというふうに思います。それよりもある程度高くても、質的にしっかりしたすばらしい中身のあるしっかりした給食をしているということアピールするほうが若者を呼ぶことにつながるんじゃないかなというふうにも思います。

ところが、宍粟市のホームページを見てみても、この給食のことは全く書かれてません。こういう取り組みがされているということを出てこないんです。ですから、まず、この宍粟市のホームページに、この宍粟市のすばらしい給食の取り組みをまず載せていくと。これお金ほとんどかからないと思うんで、まずそこに取り組みをしていただきたいと。

それから、次に、今やっぱり若者に訴えるのは、ユーチューブ等の動画が非常にやっぱり有効だと思いますので、このあたりのことを載せられるような動画をつくって配信していけばどうかなというふうに思います。それが一つ目の提案です。

二つ目です。とはいえ、この13年間、全く値上げをしていないということは、その努力や市の援助だけではなかなか吸収できず、やはりデザートを少なくする等々の若干の質の低下を招いているのは事実だと思います。それを回避するには、市がさらに補助金を大きく出すか、あるいは保護者からの給食費の値上げのいずれかしかないと思います。どちらもしないということは、結局、質を落とすという形に当然つながっていきますから、それは結局、子どもたちにツケを持っていくということで、子どもたちの成長と楽しみを阻害するというので、やはりそれはやってはいけないことだと思います。

そこで、市のこの1,200万円ですね、それと、あと第3子以降の給食費無料化ということで、これ約1,500万円ほど使っていると思うんですけども、その辺の増額、市の支援を大きくされています。その増額ももちろん検討されたいというところもあります。けども、それがもし難しいのであるならば、次の手段としては保護者からの徴収の金額を検討していくというところにもなってくるかと思いますが、どちらもしないという形は、結局、子どもたちにツケを回すという形になりますので、そのあたりも含めて議論をしていくということが必要ではないかなというふうに思います。

給食費に関しては市のほうが一方的に決めるというものではないのですが、そのあたりの議論感化というのも必要じゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

三つ目です。そして、より一層の質の高さを求めるためにも、今後、食材の有機農作物への転換を進めていくべきではないかなというふうに思います。

今、日本の食は危機的状況になっています。遺伝子組み換え、輸入食材の農薬や成長ホルモン等々の残留、世界中で禁止になってきているネオニコシノイド系の農薬、これ日本ではまだまだ普通に使われています。子どもの発達障がいとの関連性も言われています。日本と同様に発達障がい児がふえてきている韓国では、ソウル市が2021年から全ての公立学校で完全有機の給食を無償で実施するということを決めています。ソウル市だけじゃなくて、ほかの地方都市でもこの動きはすごく進んでいるということです。

世界はこの方向に間違いなく進んでいると思います。子どもの食の安全性を確保するのは、大人の責任であります。生産体制の確立等、できるものから取り組んでいく必要があるかと考えますが、いかがでしょうかということです。

次に、二つ目ですけども、先ほどの関連しますが、市のホームページに実粟の

いいところを出していくという、そういうコーナーをつくったらどうでしょうかと。イチオシコーナーですね、宍粟のイチオシコーナーというのをつくったらどうでしょうかということで、宍粟市のホームページには宍粟のすばらしさをPRする要素が少ないです。市内外のものが宍粟市のいいところって何だろうと、市のホームページを見てもそれがはっきりと出てきません。宍粟市の学校給食も間違いなくその一つだと思いますし、ほかにもあるでしょう。それを市民に呼びかけて、みんなで発掘し、あるいはみんなで作っていくという取り組みをしてはどうでしょうか。それを宍粟のイチオシコーナーという形でつくって載せていけばどうかと思いますという提案です。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（東 豊俊君） 今井和夫議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、今井議員の御質問にお答え申し上げたいと、このように思います。

特に、学校給食の改善と充実ということであります。ただいま御提案の中にもありましたとおり、宍粟市の学校給食につきましては、かつて文部科学大臣賞、あるいは農林水産大臣賞、さらにまた全国学校給食甲子園というのがありまして、その決勝大会において出場したということで、全国レベルでも非常に高い評価を受けてきたところであります。

これもお話があったとおり、関係職員のこれまでの努力はもちろんであります、それぞれ給食センターにいろいろ納入していただいております農家の皆さんや、多くの関係の皆さんによって努力と、このように思っています。改めて心より感謝を申し上げたいと、このように思っております。

また、同時に、職員もこれまでも頑張っていただいて、一人一人の児童生徒に寄り添うということで、アレルギーの対応なんかについても、個別に具体的にも取り組んだり、学校あるいは保護者と十分調整をしながら取り組んでいただいております。大変ありがたいと、このように思っています。

また、あわせもって、私が承知しておりますのは、給食センターの食材の中でも、一番たくさん使われるのは、ジャガイモとタマネギと、このように聞いておりまして、それをいかに年を通して保冷するかということで、今、保冷庫が2カ所設置する中で、農家の皆さんに御努力いただいて、年間可能な限りそういったジャガイモ、タマネギが使えるような努力もしていただいております。

そういうことで、全体的には地産地消という概念の中で、70数%まで今日保ってそれぞれ御努力いただいて、子どもたちの食育という観点も含めて取り組んでいただいておりますと、このように思います。

また、同時に、兵庫県では初めて千種高校で学校給食ということで、取り組みをさせていただいて、いわゆる小中高連携の中、またこども園の連携の中で給食を通じて食育や、あるいは地域、あるいは健康という概念で今地域挙げて取り組んでいただいておりますということでもあります。

こういう意味では、私としては、あるいは宍粟市としても、非常に対外的に誇れる取り組みであろうと、このように考えておりますし、そういうお話であったと思います。

したがって、このことをいかに市のイメージアップとしてPRしたり、あるいは動画、そういうことも非常に重要だとこのように考えています。その一つであるわけではありますが、毎年給食センターの主催の中で、給食展というのを市内4カ所で持ち回りでしていただいて、その状況を見ておりますと、保護者はもちろんであります、地域の皆さん、また小さいお子さんも一緒に試食を兼ねながら、ある意味の食育という観点も含めていろいろ取り組んでいただいて、市民の皆さんにも大きく関心が深まっておると、このようには思うんですが、なかなか全体では広がっていないという認識はしております。

特に、ケーブルテレビでもそういう状況を流しておるところではありますが、なかなか広がっていないということでもありますので、今後、先ほど御提言のあった、いかにしてそういったことのイメージアップを図っていく中で、宍粟市のよさをつないでいくかということは大事でありますので、今後十分検討していきたいと、このように考えております。

それから、もう一つ、後ほど担当からもいろいろあろうかと思うところではありますが、これまで平成19年以降、価格はそういう状況でありました。特に、市内産の食材をとということで、例えば夏でありますアユとか、あるいはアマゴとか、あるいはジビエとか、そういったものをしながら地域のいろんな食材を提供することによって、地域へも愛着や誇りを持ってもらおうと、こういうことで近年、平成28年から取り組んでおるところではありますが、ただ、お話があったとおり、今日消費税等々も上がる中で、非常に限界が来ておるのも事実だろうと、このようには認識をしておるところであります。

どちらもせずというわけにはなかなかいかない現状も理解をしております、

特に、これから保護者を含めた給食委員会というのがありますので、そこらでそういったことの議論が必ず必要になってくるだろうと、このように考えております。

基本的には、子どもたちにとって質の低下をしないというのが私は原則だと、こう思っておりますが、いかんせん、財源の問題もあります。そういう観点で今後議論が必要だと、このようには認識をしておるところであります。

あと、具体的などころもありますので、担当部長のほうから御答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 私のほうからホームページに宍粟のイチオシコーナーをつくろうという御提案に対しての御答弁をさせていただきたいというふうに思っています。

宍粟市の公式サイトにつきましては、ファーストビューの見せ方、あるいは検索のしやすさ、SNSとの連携などを進めてきております。コンテンツの見やすさやその拡充に取り組んできたところでもあります。この本年4月から、春ぐらいからそういう形で改良もしてきたところでございます。

議員おっしゃるとおり、市外向けのサイト、この見せ方やコンテンツ自体に不足している部分があるというふうなところについては、私のほうも感じておるところでございまして、今後、そのサイトの見せ方については、今ある機能、これを最大限に生かして改善をしていかないといけないというふうに考えております。

提案のありました宍粟のイチオシ、このコーナーにつきましては、特に市民参加だったり市民参画、そういったところが図れるいい機会ではあるというふうに考えております。市民の皆さん、一人一人が思われる私のイチオシ、このことを市外に向けて発信できるものだというふうに考えておりますので、今あるまちかど掲示板、この機能を少し改良して早期に投稿していただけるような環境整備を図っていききたいというふうに考えておりますので、また御意見をいただきたいというふうに思います。

さらには、情報発信の部分で今、学校給食の件も言っていただきました。特に、しそチャンネルの取材とか、編集するスタッフ、それも少しだけ拡充をさせていただいております。担当のほうでも学校に少し焦点を当てていこうという考えも今持っておりますので、学校給食も含めてそのあたりについては近々のうちにまた取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 前田教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（前田正人君） それでは、私のほうからは具体的な内容についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、今最初にありましたホームページにあまり何も載っていないので、もう少し今できることからやったらということにつきましては、今現在ホームページの活用としてやっているのは、毎月の献立表と内容表のみ、それを掲示しているしかないんで、今言われましたとおり、そういうすぐできることにつきましては、早急に取り組んでいきたいなと思っております。

それから、次に、質問の２点目なんですけども、給食費の議論を進めるべきではないかということですが、先ほども市長からも少し答弁があったんですけども、給食費の額につきましては、小学校長代表、また中学校長代表、それからPTAの代表、そういう関係者から集まる運営委員会というところで協議することになっています。この運営委員会では、児童生徒が摂取すべき栄養価の最低基準により必要な食材費を検討する中で、一応毎年単価を算定し、協議をしておるところでございます。

御質問のとおり、給食の質を落とすことなく提供できるようにするには、現行の単価では不足が生じるというのは事実でございます。そういうことで生じることはありますけども、市の施策といたしましては、本来は給食費を増額すべきとも思いますが、少子化対策、子育て支援事業を実施している中で給食費の値上げはそぐわないということで、言われましたとおり、平成19年の単価をそのまま据え置いている状況でございます。

今後も給食費につきましては、運営委員会で継続協議を行って必要に応じて見直し等については検討していきたいと考えております。

次に、３点目の学校給食の食材の有機農作物への転換についてですが、安心安全の面からも非常によいことだと思います。ただ、しかしながら、使用食材料を十分に供給ができる地元生産者では有機農法、厳密にいう有機農法なんですけども、での栽培に取り組まれている方が今非常に少ないという状況でございます。ですから、使用材料を地元に限らんと、全国レベルで有機農法されている生産者から納入することになれば、その調達も可能かと思っておりますけども、今、有機野菜は高値であるので、食材費もおのずと値上がりすると考えられます。そうなると、市の負担を増額するか、また給食費の見直しが必要になるかと思っております。将来的に地元での有機農作物の生産量が多くなれば、給食の食材へ活用してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） どうもありがとうございます。そしたら、まず、一つ目の部分から再質問に入らせていただきます。

まず、この栄養の給食についてのPRをもっとしたらというところで、ホームページのほうは早速取り組んでいきたいとおっしゃっていただきました。ぜひお願いします。本当に何も載ってないんで、今言われた食材、今月のメニューとかいうことだけしか載ってませんので、せっかくこれだけのいい取り組みをされているんで、ぜひとももうちょっと、対外的にもそうですし、市内の人に向けても、市内の若者に向けてもやっぱりいろいろと周知をもっともってしていく必要があるんじゃないかなと思います。ホームページ早速お願いします。

それと、動画配信ですね、動画はなかなかこれ効果があるんですよ。動画をつかって、それこそそれにお金かけるんだったら、その分給食費に回してくれていうふうに言われる栄養士さんもおるぐらい切迫しておるんですよ、いうたらね。でも、これはほんとやっぱりいろんな意味で、内外に出していくという意味で、すごく効果的には非常にあると思うんで、ぜひとも考えていただきたいんです。これ給食代に限らないんですけどね。でも、この給食のアピールする一つの大きな手段としてあると思うんですけども、その辺どうでしょうかね、教育委員会か、どちらか、お願いします。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 動画配信だけに限らず、これまでも昨年、一昨年あたりから、市の情報発信について非常に弱いのではないかと、あるいはアピールが少ないのではないかと、それからサイトの内容とか、あるいは仕組みがまだまだだという御指摘もいただいておりました。その後、市としてもそのことは十分承知をしておりまして、改善をしていくという取り組みをこの間もしてございまして、ごらんいただいたかもわかりませんが、ラインの部分も12月に入ったころだと思うんですが、情報を今までラインで送っておったんですが、タイムラインのほうに移すということで、ブロックを少なくしていこうという取り組み、そんなことで情報量がたくさん出せるのではないかとというようなところでの改善をしたり、あるいはホームページの内容についても工夫を重ねていこうという取り組みをこの間続けております。

さらには、今おっしゃっていただきました動画の内容についても充実をしたいと

いう強い思いを持って取り組んでくれておりますので、内容も過去に比べるとかなり充実をしているというふうに私自身は感じております。今おっしゃっていただきました、いいところを発信しようというところの気持ちを持って今後もしろんなところで取り組んでいきたいと、そんなふうに思っておりますので、またいろいろ御支援をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） そういうことで、ラインのタイムラインのほうは私もちょっとまだ知ってなかったんですけども、それも含めて本当に動画は結構有効なんで、ぜひとも頑張って取り組んでいただきたいなと思っております。

次に、二つ目ですが、給食費のこと、これ3番目のこととも絡んでくるんですけども、今日資料で出させてもらいました、これ兵庫県の県のホームページから引っ張ってきたものなんですけども、平成31年4月段階での県下の公立小中学校の給食費の一覧表です。それを見たら本当に宍粟市、一番安いところで、よく頑張っているなど。あるいはその市の支援としても両方合わせて2,700万円ぐらい出されているというのは、これはなかなか本当に非常によく頑張っているほうだと思います。何もないというところもいっぱいありますし、いう部分であります。

よく言われます給食費を無料にせえとかいう、もちろんそらそうなんですけども、僕ははっきり言うて、給食費無料とか、それは国がやるべきことですよ、これは。そういうことで各自治体を競争させたら、そら財力のあるところが有利になるのが決まっているんですからね。中身を競っていく、その地域その地域の食材でしっかり創意工夫して競っていくというのは、それは非常にありだと思っておりますけども、給食費そのものを無料化にしていくという部分は、なかなかやっぱり、そらできたらいいんですけども、なかなか厳しい部分ではあると思うんですね。それよりも財政の厳しい中でまだまだほかにも使うべきことは、僕自身はあると思うんですけども、そういう中で、とにかく先ほども出てきましたけど、一番大事なことは、中身の質を落とさないということなんです。だけど、現実はやっぱりね、もうデザート回数減っているとか、2学期の最後にはクリスマスケーキが出てきたのになとか、それとかちょっと前までは松茸御飯があったのになとかね、何かいろいろやっぱり、そういう、実際のところね、Aさんにお聞きしたら、やはりどうしてもお金がないんで、安いほうを選ぶようになるっていうことは現実やっぱり言われてます。また来年からもある給食センターだったら、もう米の値段を今年までですと、来年からは上げさせてもらわなったら、やっていけませんって言われておるんですみたいなね。

現実的にやっぱり食材費は上がっていつているのは現実なんで、そのところを直視せざるを得ないと思うので、そのあたり教育委員会、どないですかね、その食材費の値上がりとか、そのあたりの把握というのは、どのようにされているんでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 前田教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（前田正人君） 今消費税の関係で少なくとも3%低減税率がかかっている、食品としてはかかってないんだけど、実際いろんな経費としては本当に食品にも消費税の影響というのは大きく出てきております。その分でやはり今年が1,200万円という市からの補助をいただいておりますけども、それはこの10月からの分を見込んでのことですので、それまでは900万円だったんです。ですから、その分は増額を今年度既にいただいております、今度は来年、令和2年度につきましては、1年分になりますので、もう少しまた市からの補助ということで、今のところ単価のほうは上げないということで、少子化対策という方向で何とか頑張っていきたいなということで考えております。

○議長（東 豊俊君） 5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） いや、僕も別に給食費を値上げせえと言うんじゃないんです。だけど、これね、誰も言いたくないですよ、こんなのね。PTAの役員さんも言いたくないですよ。でも、先ほど話があったように、学校給食の給食委員会だったかな、そこでやっぱりこれを決めていく中で、自分がPTAの会長のときに値上げしたとかいうのは誰も言いたくないですよ。だから、何かやっぱり決まりが要ると違うかなと思うんです。食材費のいわゆる物価スライド制じゃないですけど、物価がこれだけ上がっているから、給食費もこれだけ検討しますよとかというように、ある程度機械的な見直しの方法とか、そういう制度というのがある程度要るんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりどうですかね。

○議長（東 豊俊君） 前田教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（前田正人君） 今御提案あったとおり、そのようにそういう基準というのは必要だと思っています。ですから、単価、一応は毎年これぐらいの影響はあるということで検討しておいて、それが例えば5円以上になったら改定するか、そういうような一応は持っておりますけども、より具体的なそういう基準というのは、やはり今提案があったとおり必要かと思っておりますので、そういう方向で検討したいと思っております。

○議長（東 豊俊君） 5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） はい、ぜひともそのあたりよろしくお願ひいたします。子どもたちのやっぱりすごく楽しみなんでね、給食というのは本当に、栄養的な部分もちろん大事ですし、それから楽しみという部分でも本当に、大人も子どももみんな一緒やと思います。食はやっぱり生きていく上で一番の楽しみですんで、そのあたりをやっぱりきちっと確保していくということはお願ひしたいと思います。

それで、三つ目ですけども、その中で質もしっかりと上げていけばどうかというところで、お配りさせてもらった資料の裏のほうを見てもらったら、これまず発達障がい児が特別支援教育を受けている児童生徒数の推移ということで、2006年から2017年までのざっとしたグラフを載せさせてもらったんですけども、本当に発達障がい児が日本においてこれだけふえていっているというこういうデータがいろんなところであるんですけども、ちょっと教育委員会のほうに、この辺のあたりの認識というのはどういうふうにされているんかというのをちょっとお伺ひしたいんですけども。

○議長（東 豊俊君） 前田教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（前田正人君） 本年度の数値なんですけども、学校生活支援教員がかかわっている人数といたしましては79人ということで、この数値につきましては、出されている表のとおり年々そういう指導が必要となって、通級指導とか、そういうような児童生徒数はふえているなというふうには捉えております。

○議長（東 豊俊君） 5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） これ2006年からのデータなんですけども、大体2000年ぐらいになってから一気にふえ出したというふうに言われてますけども、だから、やっぱり何かが起こっているんですよ、子どもたちの周りで。何か原因があってやっぱり、これ突然発達障がい、何かね、最初は親の育て方があかんのん違うかみたいな、そういうふうには言われていた時期もあったらしいです。でも、やっぱりそうじゃないだろうというふうにも言われてきていると思うんです。その中で、その原因としてやっぱり一番大きく言われているのは食べ物、あるいは環境汚染であるとか、それこそ放射能であるとか、いろんなあれもあるんですけども、やっぱり一番大きいのが食べ物じゃないだろうかというふうには言われています。

それが、その下のグラフが農薬の使用料の国別比較と、それから発達障がい児というか、その国別の有病率という形なんです。これ別に因果関係がはっきりしているというわけじゃないんです、これね。でも、現実としてやっぱり日本、韓国が農薬の使用量がやっぱり非常に多い。で、発達障がい児が出てくる割合も非常に多

いというふうなデータがやっぱりこうやって出てくるんですね。

これはあちこちでよく言われているデータなんですけども、これであるとか、要するにいろんなところが、例えばアメリカの小児化学会ですか、農薬バクロが小児がんのリスクを上げ、脳の発達に悪影響を及ぼし、健康障害を起こすとか、WHOも環境ホルモン、大気汚染、農薬が子どもの健康や脳の発達に悪影響を及ぼしているとか、そういうふうな話というのはやっぱり今どんどん出てきてます。

だから、やっぱりそういう中で、食材をいわゆる有機農業というか、農薬の少ないものに変えていくという取り組みというのは、やはり今後必要なんじゃないかなというふうに思うんです。

そういう中で、これ生産者、今答弁でありました。市外からほんなら有機農産物を取り入れるって言うんだったら、やっぱりちょっとあまり意味がないと思うんで、いや、もちろんね、今、宍粟市の農家の方、いろいろと本当に子どもたちのために頑張ってつくっておられます。できるだけ農薬を少なくという形でつくっておられると思うんですね。だから、それをやっぱりさらに支援していくという意味で、やっぱりこれは行政のほうの支援がなかったら、これ進まないと思うんです。そういう生産者が出てきたら、給食にも使っていきますとかっていうんじゃないかって、行政のほうでやっぱり一つの方向をもって、こういう方向でやっていこうという思いがなかったら、なかなか進まないと思うんです。ちょっとそのあたりどうかと思うんですけど、どうですかね。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 生産という立場で私のほうから答えさせていただきます。

御提案の有機栽培ということですが、これは宍粟市の給食に当てはめると、年間の消費量で約50トン必要ということになっています。これは面積でいきますと約14ヘクタールあたりが面積換算になると思います。

やはり非常に広大な面積も必要ですが、除草剤を使わないということで、やはり維持管理といったところが非常に大きな課題になってございます。また、当初始めるときにはやはり品質が落ちてくるということもございまして、二等米になるといったような課題もございまして、この資料のほうにいただいております千葉県はいすみ市の取り組みですが、これについてもやはり数年かけて取り組まれたと伺っております。やはりそのところには、やっぱり栽培に対する技術的な指導であったりとか、生産者の体制とか、こういったところが非常に必要かと思っております。

宍粟市でこのことをすぐやるとか、そういうことにはまだ行かないと思うんです

けど、取っかかりとしてはやっぱりそういった大きなビジョンであるとか、目標を定めてモデル事業的な取り組み、こういったところから始めるというのが一番現実的といいますか、取り組みとしてはいいのではないかなと考えております。

○議長（東 豊俊君） 5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） 今言われました資料の三つ目ですけども、これ千葉県のいすみ市というところがあるんですけども、そこが2年ぐらい前から米を地元の有機農薬米に全量変えていったという取り組みです。また、時間があれば読んでいただければなと思うんですけども、そこにも書いています。やっぱり市長の強い意向でこれを進めていったと。それから、この担当者と電話で話しさせてもらいましたが、すごくやっぱり思いを持っておられるというのが電話越しにすごく伝わってきました。その方は、ここに書いてある2013年に少ない農家から、有志の農家から始まったんですけども、なかなかうまいこといかなかった、最初はね、うまいこといかなかった。そのときから、もうやっぱりずっと取り組んでおられます。だから、8年、9年、ずっと取り組んでおられます。やっぱりそういうふうな思いのある方がやっぱりしっかり取り組んでいくというような、そういう行政のしっかりした後押しがあれば、こういうことも進んでいくんじゃないかなというふうに思うんです。そのあたりは教育委員会と産業部のほうとでしっかり連携してやっていって、今後の方向として大事なんじゃないかなというふうに思うんですけども、どうですかね。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 野菜の栽培については、また産業部長のほうから答えるのかなと思うんですけど、食べ物と発達障がいについては、私初めて聞くような発言だったので、ちょっと答えにくいところがあるんですけども、一つは、今79名のサポートファイルをもって支援している子どもがいますが、現実的には小中学校に学校独自で、言葉は悪いですけど、グレーゾーンと言われる子どもたちのサポートもファイルをもって指導に当たっておるんです。

発達障がいの子どもは、小学校に入ってからわかるのではなくて、小学校に入るまでに既にもうわかっただけです。でも、保護者の方にしたら、認めたくないとか、検査を受けないという方がいらっしやって、ちょっと変わるとなとか、ちょっと個性的やなというふうに理解されて、小学校に入ってきて、やっぱり集団の中で上手に対応できないから、うち指導主事、以前はスーパーバイザーというような人が検査を受けるように保護者のほうに働きかけて、ようやく受けていただいて、ああ、やっぱり発達障がいやったということがわかっていただいて、そのわかったことに

よって、どう対応するかということをサポートファイルできちっと職員が共通理解して取り組めるようになって、だんだん子どもが落ちついていく、そして中学校ぐらいになると、その率がものすごく減っていくんです。ですから、そう早くから対応することが非常に大事やということで、今、指導主事は主に就学前の子にかかわっていて、小学校に入ってから対応ができる人がちょっと今不足しているというような現状なんですけども、本当に子どもの発達障がいには早期から対応すれば、本当に改善が見られるということで、その部分を大事にしていきたいなというふうに思っております。

ですから、食事との関係はちょっとわからないんですけども、小学校前に発達障がいやと検査を受けて理解してくださる親と、入ってからようやく進めることによって理解していただく方があるんで、食事との関係についてはちょっと私ももうちょっと勉強せんとあかんというふうに改めて思いました。

有機野菜については、産業部長のほうから答えると思いますので、お願いします。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 有機野菜のことですけど、これ私の思いになるかと思うんですけど、やはり先ほど申しましたように、ビジョンというか、市のやっぱり大きな考え方の部分が必要かと思えます。その部分では、もう既に地産地消という大きなカテゴリーといいますか、考え方がございます。これがこういったところにつながっていくのではないかなと考えております。この地産地消を進めることによって、やはりその部分にはやはり健康といった部分も含まれると思うんです。

今、宍粟市が進めております発酵の文化、発酵によるまちづくり、これもやはり有機にも当然つながってくるような発想になってくるかと思えますので、当然そのことを進める中で、こういった学校給食といった部分、この部分にも範囲を広げまして取り組んでいく、こういうことになってくると、こんな事業も進んでいくのではないかなと考えております。

○議長（東 豊俊君） 5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） 先ほどちょっと僕の言い方が言葉足らずだったところがあります。今の発達障がいの方の食事が悪いと、そういうふうに言っているんじゃないんで、そういうふうな一般的なデータとしてやっぱりあるんで、発達障がいにはやっぱりいろんな原因があるだろうし、そこの親御さんは本当に御苦労されて、いろんな一生懸命取り組まれていると思います。

そういう中で、でも、総数としてこれだけふえていっているというのは、やっぱ

り事実なんで、じゃあ、何だろうといったときに、その食べ物に含まれているような有害な物質が原因じゃないかなというのは、やっぱりそれは検討していかなければならない問題の一つだと思います。

これは本当に世界の流れですよ、これはね。恐らく日本もこういう流れはきっと加速をしてくると思います。昨日も乳がんの話がいろいろ出てました。例えば今度の日米の貿易何とかというやつで、アメリカから乳製品がどっと入ってくるようになります。なら、そこには成長ホルモンがいろいろ含まれている、その成長ホルモンというのはやっぱり乳がんを起こしていくという可能性が高い、そういうふうにも言われてます。だから、やっぱり食べ物を安全なものをしっかり食べていくという視点は、今からの健康を維持していくというので、非常に大事な部分であろうというふうに思います。

それと、有機農業ですけども、生産者のほうも何も好きこのんで農薬を使っているわけじゃないです。できれば少なくしたいと皆さん思っている。そういう中で、やはりなかなかそれは厳しい部分もありますし、やっぱり技術的な指導であったりとか、それから売れる見込み、需要であったりとか、あるいは消費者の理解、さまざまなやっぱり要素がなかったら、これはね、続いていかないと思います。だから、そういうことも全部含めて今から取り組んでいくべきことなんじゃないかなと。これ生産者のほうだけにつくってくれとかって言うたかって、それは絶対に難しい話なんで、いろんな側面からみんなで考えていかなければいけないことだと思います。けども、やっぱり食の安全ということ、これがやはり宍粟市に住んでいく一番のメリットだなと。宍粟市に住んだら、いつも言いますが、ここに住んだら、いいものが食べれて、健康になれるという、このまちづくりの方向はやっぱり何とか進めていってもらいたいなというふうに思います。

本当にね、いろんなことを今言われますけども、いいことでね、どんどん名前も売っていきましょう。いいことはいっぱいあるんだから、しっかりいいことで、外から来た人にひっかけ回されて、こんな悔しい思いはないですよ。こんなにすばらしいこと、市長さんを含め皆さん、一生懸命頑張っている、もちろん批判もある、批判というか、責任は当然あるでしょうけども、それはそれとしてやっぱり議会もしっかり追及もしていかなあかんでしょうけども、やっぱりいいこともいっぱいあって、一生懸命されていることもいっぱいあって、それをしっかり頑張って外へ出して、また自信を取り戻して、頑張ってやっていきましょうよね。そういうことで頑張りましょう。最後、市長、どうぞお願いします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 特に給食については、冒頭からいろいろお話あったとおり、私は全国に誇れるものだと、このように思っています。

それから、宍粟市の悠久の歴史の中で、農業を通じて何とか食の安全、もちろん豊かな森林を守っていきこうと、すばらしいところがたくさんあります。ぜひそういったところを今後皆さんと一緒に売りとして我々は頑張っていきたいと、このように思っていますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（東 豊俊君） これで、5番、今井和夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

午後1時まで休憩をいたします。

午前11時50分休憩

午後 1時00分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第2 第103号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第2、第103号議案、宍粟市一宮市民協働センター条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和元年11月29日に審査付託のありました、第103号議案、宍粟市一宮市民協働センター条例の制定については、12月5日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第103号議案の主な内容は、一宮町域の生活圏の拠点施設となる一宮市民協働センターについて、令和2年4月の供用開始を目指しており、それに伴う新たな条例を制定し、あわせて一宮保健福祉センター及びセンターいちのみやの生涯学習機能を集約するため、関係条例の改正及び廃止を行うものであります。

審査の中で委員からは、営利目的の利用を認める基準やホールの利用が想定される国民の祝日が休館日となっていることについて質疑があり、当局からは営利目的の利用については、NPO法上の17分類を考慮し、コミュニティビジネスやサーク

ル活動での収益事業、企業として営利活動等、反社会的勢力や政教分離に反しない限り、申請内容を十分確認し、利用を認めていきたい。

また、休館日については、生涯学習センターは土日開館しており、限られた市民協働センターの職員体制も考慮したとの説明がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第103号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第103号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第103号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第104号議案～第105号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第3、第104号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、第105号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についての2議案を一括議題とします。

本2議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託してい

たものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

- 総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和元年11月29日に審査付託のありました、第104号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び第105号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、12月5日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

まず、第104号議案の主な内容は、令和元年人事院勧告を踏まえ、国の制度に準拠するという考えのもと、初任給及び若年層の給料、一般職の勤勉手当、住居手当等に関する規定の改正であります。

次に、第105号議案の主な内容は、会計年度任用職員の給与等に関して、一般職の職員の給与条例の改正に準拠する考えのもと、所要の改正を行うものです。

審査の中で、委員からは第104号議案について、今回の雇用創生協議会の問題がある中で、少なくとも管理職のボーナスの引き上げをやめるなど、考えていないのかとの質疑があり、当局からは、人事院勧告に基づく改正であること、雇用創生協議会の関係については調査中であり、全容解明ができた段階での対応となるとの説明がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第104号議案は賛成多数で、第105号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

- 議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第104号議案を採決いたします。

第104号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第104号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(東豊俊君) 起立全員であります。

第104号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第105号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第105号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東豊俊君) 御異議なしと認めます。

第105号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第106号議案

○議長(東豊俊君) 日程第4、第106号議案、宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和元年11月29日に審査付託のありました、第106号議案、宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、12月5日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第106号議案の主な内容は、令和2年4月からの会計年度任用職員制度の導入に伴い職員の公務災害補償について、補償基礎額の算定を方法を新たに規定するため、所要の改正を行うものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第106号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第106号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第106号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第107号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第5、第107号議案、宍粟市集落センター条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和元年11月29日に審査付託のありました、第107号議案、宍粟市集落センター条例の一部改正については、12月5日に第18回

総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第107号議案の主な内容は、集落センター5施設について、3施設の地元譲渡並びに2施設の用途廃止の協議が整ったことに伴い、所要の改正を行うものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第107号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第107号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第107号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第108号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第6、第108号議案、宍粟市下水道条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

- 総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和元年11月29日に審査付託のありました、第108号議案、宍粟市下水道条例の一部改正については、12月5日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第108号議案の主な内容は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国からの通知に基づき、欠格条項の届け出規定等、所要の改正を行うものであります。

審査の中で、委員からは9月議会に上程しなかった理由についての質疑があり、当局からは標準下水道条例の改正通知の関係で、12月議会上程となったとの説明がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第108号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

- 議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第108号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第108号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第109号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第7、第109号議案、宍粟市水道事業給水条例及び水道法の委任による布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和元年11月29日に審査付託のありました、第109号議案、宍粟市水道事業給水条例及び水道法の委任による布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正については、12月5日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第109号議案の主な内容は、水道法施行令が一部改正されたことに伴い、条例中の引用部分について、条ずれに対応するため、所要の改正を行うものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第109号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(東 豊俊君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第109号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第109号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第110号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第8、第110号議案、宍粟市立認定こども園条例等の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長(田中一郎君) 令和元年11月29日に審査付託のありました、第110号議案、宍粟市立認定こども園条例等の一部改正については、12月6日に第19回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

今回の改正は、一宮南中学校区の幼保一元化の実施に伴い、現在の一宮南保育所、神戸幼稚園、染河内幼稚園を廃止し、令和2年4月1日に新たに「はりま一宮こども園」の開園を予定していることに伴い、関係する条例を改正するものです。

審査の中で委員からは、本条例内で幼稚園の保育年限を2年としているが、保育年限を3年とする条例変更の考えはないのかという質疑があり、当局からは、幼児教育の無償化が実施され、幼稚園教育を希望する子どもが大幅に減少しており、園区を持たないこども園の開設により、幼児教育を希望する全ての3歳児が保育所、またはこども園に入園可能であると認識をしているとの回答がありました。

慎重に審査しました結果、第110号議案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

○議長(東 豊俊君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番(山下由美君) 10番の山下です。第110号議案、宍粟市立認定こども園条例等の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例改正の中には、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正が含まれており、保育年限の第3条に、幼稚園の保育年限は2年とする。ただし、波賀幼稚園は3年とするとありますが、全ての幼稚園において、保育年限を3年とするべきであります。よって、この条例改正に賛成することはできません。

○議長(東 豊俊君) 次に、賛成者の発言を許します。

3番、榎橋美恵子議員。

○3番(榎橋美恵子君) 第110号議案、宍粟市立認定こども園条例等の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

工事が順調に進み、令和2年4月1日より一宮南中校区に「はりま一宮こども園」が開園する予定となるため、関連する条例について整備するものであります。

よって、第110号議案は適切だと判断し、賛成といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(東 豊俊君) 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

第110号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第110号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(東 豊俊君) 起立多数であります。

よって、第110号議案は可決されました。

日程第9 第111号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第9、第111号議案、宍粟市都市計画税条例及び宍粟市

都市計画事業基金条例の廃止についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

- 文教民生常任委員長（田中一郎君） 令和元年11月29日に審査付託のありました、第111号議案、宍粟市都市計画税条例及び宍粟市都市計画事業基金条例の廃止については、12月6日に第19回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

都市計画税は、令和2年3月31日で廃止することとし、それに関係する宍粟市税条例及び宍粟市産業立地促進条例について、所要の改正を行い整理するものです。

また、都市計画事業基金の原資である都市計画税の廃止に伴い、基金についても廃止するものであります。

審査の中で、委員からは、廃止することの議論は十分に尽くされたのかという質疑があり、当局からは、土地区画整理事業の見直しについての住民説明会で都市計画税のあり方など意見を聞き、以後、都市計画道路の廃止に関する説明会やタウンミーティングなどを通じて十分な意見交換ができたと認識している。そのことを踏まえ、今回の廃止となったとの回答がありました。

慎重に審査しました結果、第111号議案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

- 議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

11番、飯田吉則議員。

- 11番（飯田吉則君） 11番、飯田です。第111号議案、宍粟市都市計画税条例及び宍粟市都市計画事業基金条例の廃止について、反対の立場で討論をいたします。

今まで都市計画税を支払い続けてこられた地域の方々や、当該地域に土地建物を所有する方々の不満に応える必要があるとは思いますが、今回の廃止議案の提案の経過に関しては問題があると考え、反対するものです。

一つには、自治基本条例の規定するパブリックコメントや市民の意見を聞く機会を多数設けていないこと、加えて条例廃止後に、これに関連するものではないと言いながら、市民全体に負担を求めることを投げかけること、検討していることなどから、まずはそのことを市民全体に説明し、市民の理解を得たところで、現条例の廃止を議会に提案すべきである。

二つには、この廃止の考え方についての説明がなく、議案上程、提案後の委員会での審査のみで都市計画条例のあり方検討会議を庁内で実施しながら、その報告もせず、議会の意見を聞く場を設けないやり方は独断的と言うほかはない。過去に議員の質問があったとか、質疑を通して理解されていると理解しているなどは全くの詭弁と言うしかない。都市計画マスタープランやそれに基づく都市整備の方向性が現在検討中にもかかわらず、目的税の廃止を先行させる根拠が説明されていないことや、条例提案に至る所要の手続が不備であることなどを指摘して反対討論といたします。

議員各位の御賛同をいただきますようお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） 7番、田中孝幸です。私は、第111号議案、宍粟市都市計画税条例及び宍粟市都市計画事業基金条例の廃止について、賛成の立場で討論をいたします。

当局は、当該地区の市民を中心に、住民説明会やタウンミーティングなどで土地区画整理事業の見直しや都市計画税のあり方などの意見を十分に聴取し、意見交換も十分にできていると考えますので、第111号議案、宍粟市都市計画税条例及び宍粟市都市計画事業基金条例の廃止については妥当なものと認めます。

本議案に対し、議員諸氏の懸命な判断を期待し、賛成討論といたします。

○議長（東 豊俊君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

第111号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第111号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(東豊俊君) 起立多数であります。

よって、第111号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第112号議案

○議長(東豊俊君) 日程第10、第112号議案、宍粟市農業共済条例の廃止についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和元年11月29日に審査付託のありました、第112号議案、宍粟市農業共済条例の廃止については、12月5日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第112号議案の主な内容は、農業共済事業は令和2年4月1日より県下一元化として新たな兵庫県農業共済組合に事業を承継することとなり、それに伴い条例の廃止並びに関係条例の一部を改正するものであります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第112号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(東豊俊君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(東豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第112号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第112号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第113号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第11、第113号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和元年11月29日に審査付託のありました、第113号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更については、12月5日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第113号議案の主な内容は、中播農業共済事務組合が令和2年3月31日をもって解散し、当該組合を脱退することに伴う所要の改正を行うものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第113号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(東 豊俊君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第113号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第113号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 第114号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第12、第114号議案、にしはりま環境事務組合規約の変更についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長(田中一郎君) 令和元年11月29日に審査付託のありました、第114号議案、にしはりま環境事務組合規約の変更については、12月6日に第19回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

変更内容は、姫路市が令和2年3月31日をもって組合より脱退することに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の中で委員からは、姫路市の脱退に伴う確認書が平成18年分と今回の内容が変わっているが、どうなのかという質疑があり、当局からは、平成18年作成確認書は、姫路市とたつの市の加入に関するものであり、今回の確認書は姫路市脱退に伴う議決に必要な確認書で、脱退についての協議内容を締結するものであるとの回答がありました。

慎重に審査しました結果、第114号議案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。第114号議案、にしはりま環境事務組合規約の変更について、反対の立場から討論を行います。

この条例の改正は、姫路市が令和2年3月31日をもって、にしはりま環境事務組合を脱退することに伴い規約を変更するものです。

今回姫路市の安富町区域が脱退することにより、宍粟市の負担額は年間2,576万8,000円増額するとされています。

平成18年1月の確認書には、姫路市、たつの市は当分の間、当分の間とは11年、建設期間4年、搬入期間7年、にしはりま環境事務組合に加入するとあり、脱退すれば残された市や町で過剰な施設を20年以上維持していかなければならないことになるのではないかと、当初から危惧し、指摘し続けてきました。

このような理由から、この議案に賛成することができません。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） 8番、神吉正男です。第114号議案、にしはりま環境事務組合規約の変更について、賛成の立場で討論を行います。

この議案は、姫路市が令和2年3月31日をもって当組合より脱退することに伴う規約の変更を行うものです。

このことに関しましては、平成18年1月29日の確認書にありますとおり、当初から決まっていた中で、今回の脱退に至ったものであります。

令和元年8月22日付の確認書では、3市2町の確認もとれており、この規約の変更は適正であると認めます。

本議案に対し、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

第114号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第114号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

よって、第114号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 第115号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第13、第115号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和元年11月29日に審査付託のありました、第115号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更については、12月5日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第115号議案の主な内容は、過疎地域の自立のための振興施策に関連する事業として、市道1路線、橋梁5橋を追加計上し、有利な過疎債を財源として橋梁の点検や修繕を進め、道路環境の向上を図るものであります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第115号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終

了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第115号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第115号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 第116号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第14、第116号議案、新市建設計画の変更についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和元年11月29日に審査付託のありました、第116号議案、新市建設計画の変更については、12月5日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第116号議案の主な内容は、平成30年4月に施行された東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律により、合併特例事業債の発行期間が5年間延長されたことに伴い、その対象事業を定めた新市建設計画の計画期間を5年間延長する等の変更を行うものであります。

審査の中で委員からは、合併特例債発行の考え方についての質疑があり、当局からは当初計画期間においては、将来の財政状況を勘案した発行額としていたが、発行期間が延長されたことにより、計画的に有効に活用していきたいとの説明がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第116号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第116号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第116号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 第117号議案～第119号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第15、第117号議案、市有財産の処分についてから、第119号議案、市有財産の処分についてまでの3議案を一括議題とします。

本3議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和元年11月29日に審査付託のありました、第117号議案から第119号議案までの3議案、市有財産の処分については、12月5日

に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第117号議案から第119号議案までの主な内容は、土万基幹集落センター、神野コミュニティセンター及び山崎ふれあいセンターについて、それぞれ地元自治会へ無償譲渡するものであります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第117号議案から第119号議案までの3議案は、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第117号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第117号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第117号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第118号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第118号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第118号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第119号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第119号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第119号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 第120号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第16、第120号議案、市有財産の処分についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和元年11月29日に審査付託のありました、第120号議案、市有財産の処分については、12月5日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第120号議案の主な内容は、西山公民館について、地元自治会へ無償譲渡するものであります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第120号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(東 豊俊君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第120号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第120号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 第121号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第17、第121号議案、市有財産の処分についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 令和元年11月29日に審査付託のありました、第121号議案、市有財産の処分については、12月6日に第19回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第121号議案は、一宮市民協働センターの整備に伴い、宍粟市社会福祉協議会へ一宮保健福祉センターの建物を無償譲渡及び土地を貸与することについて、議会の議決を求めるものです。

慎重に審査しました結果、第121号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第121号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第121号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 第122号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第18、第122号議案、市道路線の変更についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和元年11月29日に審査付託のありました、第122号議案、市道路線の変更については、12月5日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第122号議案の主な内容は、山崎町宇原地内の宇原25号線について、起点の見直

しによる市道の変更を行うものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第122号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第122号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第122号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 第123号議案～第130号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第19、第123号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）から、第130号議案、令和元年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）の8議案を一括議題とします。

本8議案は、去る11月29日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 令和元年11月29日に審査付託のありました、第123号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）から、第130号議案、令和元年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）までの補正予算8議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に、委員会を開催し、運営要綱の規定により詳細審査を二つの分科会で分担して行うことに決定しました。12月5日に総務経済分科会、6日に文教民生分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。その後、9日に予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第123号議案の関係部分は、企画総務部の関係では、千種生活圏の拠点施設整備に伴うセンターちくさの改修工事費の追加、さらに、光ネット千種サブセンターの整備について、工事費の新規計上及び債務負担行為の追加などであります。

次に、まちづくり推進部の関係では、国土強靱化地域計画策定業務委託の債務負担行為の新規計上などあります。

審査の中で委員からは、12月補正計上した理由についての質疑があり、当局からは国土強靱化予算支援を受けるためには、地域計画策定が必要であり、今年度中の外部委託への準備等に一定の期間が必要であるためとの説明があったとの報告がありました。

次に、産業部の関係では、申請件数の増による起業家支援助成金の増額及び指定管理施設の修繕等負担金の増額計上、台風10号豪雨に伴う農地災害復旧工事費の新規計上等であります。

次に、建設部の関係では、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計への消費税納付分の繰出金の増額補正、並びにせせらぎ公園災害復事業及び千種町域における除雪車整備事業などの繰越明許費の新規計上などあります。

審査の中で委員からは、消費税納付分の繰出金をより具体的な金額が算出できる3月補正としないのはなぜかとの質疑があり、当局からは、公営企業会計への移行に伴うものであり、令和元年度事業費の精査により、見込み額が一定算出できたため、直近の12月補正に計上したいとの説明があったとのことでした。

そのほか、関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第123号議案の関係部分につきましては、全会一致で賛成であったとの報

告がありました。

次に、文教民生分科会が審査した第123号議案の関係部分は、市民生活部の関係では、最低賃金改定による臨時職員の賃金の補正です。

健康福祉部の関係では、障害福祉サービス費などで不足が見込まれる事業費の増額補正や国民健康保険診療所及び訪問看護事業における人件費及び事業費の整理に伴い、繰出金を増額する補正です。

教育部の関係では、指定寄附の活用により、図書を追加で購入するための補正です。

慎重に審査しました結果、全員賛成となりましたとの報告がありました。

次に、文教民生分科会が審査した第124号議案、令和元年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）については、主な内容は、波賀診療所の診療日数の変更などに伴う予算の整理のほか、給与改定に伴う人件費の補正です。

審査の中で委員からは、休診日の職員の勤務はどうなっているのかという質問があり、当局からは宍粟市訪問看護ステーション勤務となっている。市内ニーズがふえており、変則勤務体制であるとの回答があったとのことでした。

慎重に審査しました結果、全員賛成となりましたとの報告がありました。

次に、文教民生分科会が審査した第125号議案、令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、並びに第126号議案、令和元年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）については、補正の主な内容は、給与改定などに伴う人件費の補正です。

慎重に審査しました結果、全員賛成となりましたとのことでした。

次に、総務経済分科会が審査した第127号議案、令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、並びに第128号議案、令和元年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容は、公営企業会計への移行に伴う未納消費税の計上などでありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第127号議案、第128号議案につきましても、全会一致で賛成であったとの報告がありました。

次に、総務経済分科会が審査した第129号議案、令和元年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容は、水道施設浄水場等運転管理業務委託について、債務負担行為の新規計上であります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第

129号議案につきましては、全会一致で賛成であったとの報告がありました。

次に、文教民生分科会が審査した第130号議案、令和元年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容としましては、給与改定に伴う人件費の補正です。

債務負担行為については、電子カルテシステム等更新整備事業が計上されています。

審査の中で委員からは、今回の給与改定の内容はとの質疑があり、当局からは、人事院勧告に伴う給与費の増額であり、若年層（35歳未満）職員の月額給与及び賞与の引き上げによる給与費の増額である。また、対象職員は約105名程度であるとの回答があったとのことでした。

慎重に審査しました結果、全員賛成となりましたとの報告がありました。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。質疑及び自由討議は特にありませんでした。

採決しました結果、第123号議案から第130号議案までの補正予算8議案については、いずれも全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（東 豊俊君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第123号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第123号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第123号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第124号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第124号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第124号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第125号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第125号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第125号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第126号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第126号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第126号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第127号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第127号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第127号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第128号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第128号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第128号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第129号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第129号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第129号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第130号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第130号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第130号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 第131号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第20、第131号議案、(仮称)一宮市民協働センター建

設工事請負契約の変更についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

- 総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和元年11月29日に審査付託のありました、第131号議案、（仮称）一宮市民協働センター建設工事請負契約の変更については、12月5日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第131号議案の主な内容は、解体工事費等の追加及び子ども遊具設置費等の追加を行うものであり、工事費を4,147万5,500円増額するものです。

審査の中で委員からは、建築確認申請に伴う変更理由についての質疑があり、当局からは、補強材の追加等を行ったとの説明がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第131号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

- 議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第131号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第131号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 第132号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第21、第132号議案、宍粟市印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長(田中一郎君) 令和元年11月29日に審査付託のありました、第132号議案、宍粟市印鑑条例の一部改正については、12月6日に第19回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

改正内容は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、文言等の整理を行うものです。

慎重に審査しました結果、第132号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(東 豊俊君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第132号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第132号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 第133号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第22、第133号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第133号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年11月4日、午後4時ごろ、当該車両が林道細野白口線を南向きに走行していたところ、同所に設置している横断排水溝のグレーチングがはね上がり、車両の底部に接触する事故が発生しました。

この事故の影響により、燃料タンク、その他部品の修理が必要となったため、本件損害に係る和解と損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

和解の内容につきましては、林道の管理について瑕疵があったことを認め、車両の修復に係る費用を賠償することとし、損害賠償の額につきましては37万6,728円と定めようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第133号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第23 第134号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第23、第134号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第134号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、条文の中で引用している水道法施行令の政令番号について誤りがあったため、修正するものであります。

議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第134号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月18日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時26分 散会）